



山形県公報

平成15年11月25日(火)
第1495号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                 |                  |      |
|-----------------|------------------|------|
| 国土調査の成果の認証..... | (農村計画課)          | 1311 |
| 河川保全区域の指定.....  | (河川砂防課)          | 同    |
| 県道の供用の開始.....   | (最上総合支庁建設総務課)    | 1312 |
| 県道の供用の廃止.....   | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) | 同    |
| 道路の区域の変更.....   | (同)              | 同    |
| 県道の供用の開始.....   | (同)              | 1313 |

### 公 告

|                   |             |      |
|-------------------|-------------|------|
| 県営住宅入居者の一般公募..... | (同)         | 同    |
| 同.....            | (庄内総合支庁建築課) | 1315 |

### そ の 他

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 西藏王有料道路の料金に係る身体障害者割引の変更..... | 1318 |
|------------------------------|------|

## 告 示

### 山形県告示第1083号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成15年11月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 調査を行った者の名称  
飯豊町
- 調査を行った期間  
平成12年5月30日から平成15年3月27日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
飯豊町地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
大字萩生の一部
- 認証年月日  
平成15年11月14日

### 山形県告示第1084号

河川法(昭和39年法律第167号)第54条第1項の規定により、河川保全区域を次のとおり指定する。  
なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。  
平成15年11月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

|       |       |                                     |             |
|-------|-------|-------------------------------------|-------------|
| 水 系 名 | 河 川 名 | 指 定 区 域                             | 指 定 年 月 日   |
| 最 上 川 | 竜 山 川 | 別紙図面に薄赤色で着色した部分に該当する土地の区域（別紙図面は、省略） | 平成15年11月12日 |

山形県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成15年11月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 平田鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字中渡字新淵906番3から  
同 大字佐渡字真木1768番2まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月25日

山形県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成15年11月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 玉川沼沢線
- 2 供用廃止の区間 西置賜郡小国町大字市野々字吉枚田35番から  
同 字大平651番28まで
- 3 供用廃止の期日 平成15年11月25日

山形県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成15年11月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 西置賜郡小国町大字市野々字大平651番56から<br>同 字吉枚田36番1まで | 旧    | 12.0メートル<br>ゝ<br>5.6 | メートル<br>130 |
| 同 上                                     |      | 12.2メートル<br>ゝ<br>5.9 | メートル<br>114 |
| 西置賜郡小国町大字市野々字大平651番56から<br>同 字吉枚田34番4まで | 新    | 12.0メートル<br>ゝ<br>5.6 | メートル<br>185 |
| 同 上                                     |      | 12.0メートル<br>ゝ<br>4.5 | メートル<br>210 |

山形県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成15年11月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字市野々字大平651番56から  
同 字壱枚田34番4まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月25日

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の一般公募を次のとおり行う。

平成15年11月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                          | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要                       |                                    |
|----------------|------------------------------|------|---------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                |                              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積 |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパー<br>ト2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3 -<br>3 - 8 | 3DK  | 59.4<br>平方メートル      | 2    | 一般用 | 13,800<br>円             | 16,800<br>円                        | 19,800<br>円                        | 22,900<br>円                        | 26,500<br>円                        | 30,400<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 飯豊アパー<br>ト   | 同 飯豊町<br>大字萩生3893 -<br>3     | 同    | 59.4                | 1    | 同   | 14,800<br>円             | 18,000<br>円                        | 21,300<br>円                        | 24,500<br>円                        | 28,300<br>円                        | 32,500<br>円 |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に高齢者がある場合には、その高齢者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年12月1日から同月10日まで（ただし、郵送の場合は、平成15年12月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所

## 5 入居の時期 平成16年1月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年11月25日

山形県知事 高橋和雄

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            |                            | 摘要           |
|--------------|--------------------|------|-----------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |              |
| 県営美原アパート3号A  | 鶴岡市美原町19-23        | 2DK  | 40.5                  | 1    | 一般用 | 11,700          | 14,200                     | 16,800                     | 19,400                     | 22,400                     | 25,700                     | 3月分の家賃に相当する額 |
| 同 茅原アパート1号   | 同 大字茅原字草見鶴16-1     | 3DK  | 63.5                  | 1    | 同   | 16,700          | 20,300                     | 24,000                     | 27,700                     | 32,000                     | 36,700                     |              |
| 同 末広アパート1号A  | 同 末広町23-60         | 2LDK | 69.3                  | 1    | 同   | 22,600          | 27,400                     | 32,400                     | 37,400                     | 43,200                     | 49,600                     |              |
| 同 川南アパート4号   | 酒田市若宮町二丁目1-4       | 3DK  | 54.6                  | 2    | 同   | 13,100          | 15,900                     | 18,900                     | 21,800                     | 25,100                     | 28,900                     |              |
| 同 こがねアパート2号D | 同 こがね町1丁目21-11     | 4DK  | 71.5                  | 1    | 同   | 19,500          | 23,700                     | 28,000                     | 32,300                     | 37,300                     | 42,900                     |              |
| 同 東泉アパート2号A  | 同 東泉町四丁目15-22      | 3DK  | 62.6                  | 1    | 同   | 18,100          | 22,000                     | 26,000                     | 30,000                     | 34,700                     | 39,800                     |              |
| 同 東泉アパート2号B  | 同                  | 同    | 64.2                  | 1    | 同   | 18,600          | 22,500                     | 26,700                     | 30,800                     | 35,500                     | 40,800                     |              |
| 同 鳥海アパート1号B  | 同 富士見町三丁目2-118     | 同    | 69.2                  | 1    | 同   | 23,000          | 28,000                     | 33,100                     | 38,200                     | 44,100                     | 50,600                     |              |
| 同 鳥海アパート2号D  | 同                  | 同    | 69.2                  | 1    | 同   | 23,300          | 28,300                     | 33,500                     | 38,700                     | 44,600                     | 51,300                     |              |
| 同 余目アパートB    | 東田川郡余目町大字余目字大塚93-1 | 同    | 64.2                  | 1    | 同   | 16,800          | 20,400                     | 24,100                     | 27,800                     | 32,100                     | 36,900                     |              |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年12月5日から同月11日まで（ただし、郵送の場合は、平成15年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成16年2月上旬

## そ の 他

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の12第1項の規定により徴収する西蔵王有料道路に係る料金の額について次のとおり変更し、平成15年12月1日から施行する。

平成15年11月25日

山形県道路公社  
理事長 坂之井 和之

### 変更の内容

障害者割引については、次のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された次の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号更生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車を除く。



| 障 害 の 区 分             |                                                                                |             |             | 障 害 の 程 度                   |                                                                                        |                                             |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 視<br>聴                | 覚<br>覚                                                                         | 障<br>障      | 害<br>害      | 1級から3級までの各級及び4級の1<br>2級及び3級 |                                                                                        |                                             |
| 肢<br>体<br>不<br>自<br>由 | 上<br>下<br>体                                                                    | 肢<br>肢<br>幹 | 不<br>不<br>不 | 自<br>自<br>自                 | 由<br>由<br>由                                                                            | 1級、2級の1及び2級の2<br>1級、2級及び3級の1<br>1級から3級までの各級 |
|                       | 乳幼児期以前の非進行性の脳<br>病変による運動機能障害                                                   |             |             | 上肢機能障害<br>移動機能障害            | 1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害<br>がある場合を除く。）<br>1級から3級までの各級（一下肢のみに運<br>動機能障害がある場合を除く。）            |                                             |
| 内<br>部<br>障<br>害      | 心臓機能障害<br>じん臓機能障害<br>呼吸器機能障害<br>ぼうこう又は直腸の機能障害<br>小腸機能障害<br>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 |             |             |                             | 1級から4級までの各級<br>1級から4級までの各級<br>1級から4級までの各級<br>1級から3級までの各級<br>1級から4級までの各級<br>1級から4級までの各級 |                                             |

平成15年11月25日印刷  
平成15年11月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056